

相殺関税に関する手続等についてのガイドライン

財 務 省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

1. ガイドラインの性格

相殺関税に関する制度の運用については、国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及び補助金・相殺措置協定に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、本ガイドラインの適用に当たっては、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応を妨げないものとする。また、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。

2. 定義

このガイドラインにおいて、「法」、「政令」又は「補助金・相殺措置協定」とは、それぞれ「関税定率法（明治43年法律第54号）」、「相殺関税に関する政令（平成6年政令第415号）」又は「補助金及び相殺措置に関する協定」をいう。

3. 本邦の産業

（1）相当の割合（政令第2条第1項）

政令第2条第1項に規定する相当の割合は、概ね50%とする。

（2）本邦の生産者から除外される生産者（政令第2条第1項、第2項）

政令第2条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。

（3）支配関係（政令第2条第2項ただし書）

政令第2条第2項ただし書各号に規定する支配とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。

一 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合

二 他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

① 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営

業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

④ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること。

⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、3（3）二の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合

（4）当該輸入貨物の供給者又は輸入者と関係を有する生産者又は自ら輸入を行った生産者の例外（政令第2条第2項ただし書）

一 政令第2条第2項ただし書に規定する他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。

① 取引量、用途その他の当該貨物に係る支配関係にある者との取引の実態

② 法第7条第5項、第18項又は第23項の規定による課税の求め等に対する支持の状況

③ その他直接又は間接の支配関係が他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないと認められる特別の事情

二 政令第2条第2項ただし書に規定する主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であるか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。

① 輸入先、輸入量、輸入の目的その他の当該貨物に係る輸入の実態

② 法第7条第5項、第18項又は第23項の規定による課税の求め等に対する支持の状況

③ その他主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であると認められる特別の事情

4. 課税の求め等

（1）証拠の提出先等（政令第2条第2項ただし書、第4条第1項から第7項まで、第9項後段、第7条第1項、第2項、第8条第2項、第9条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第11条第1項）

政令第2条第2項ただし書に規定する証拠、政令第4条第1項から第7項まで若しくは第9項後段に規定する書面若しくは証拠、政令第7条第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、政令第8条第2項に規定する書面、政令第9条第1項若しくは第2項に規定する意見の表明、政令第10条第1項若しくは第2項に規定する情報又は政令第11条第1項に規定する書面の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課特殊関税調査室とし、名宛人は、財務大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。

(2) 十分な証拠（法第7条第5項）

法第7条第5項に規定する十分な証拠とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠とする。
ただし、関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、当該十分な証拠であるとみなされない。

(3) 支持の状況（政令第4条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号）

政令第4条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、法第7条第5項、第18項又は第23項の規定による求めを支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあってはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該求めに反対することを明らかにしている関係生産者等及び政令第3条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該求めに反対することを明らかにしている関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者及び政令第3条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の生産に従事する者の合計を超えることが示されない限り、法第7条第6項、第19項又は第24項に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。

(4) 本邦の生産者から除外される生産者等（政令第3条第1項、第2項）

政令第3条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者又は同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高又は構成員の人数は、当該貨物の本邦における総生産高又は当該貨物の本邦における生産に従事する者の総数の計算に当たっては、これを含める。

(5) 団体による課税の求め等（法第7条第5項、第18項、第23項、政令第3条第1項第1号）

法第7条第5項、第18項又は第23項の規定に基づき、団体による課税の求め等がなされた場合、当該団体が実在すること及び当該課税の求め等が団体として合意されたものであることについて確認する。

(6) 課税の求め等の記載事項・記載要領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等の要約の作成例（政令第4条第1項から第6項まで、第7条第1項、第5項）

一 相殺関税を課すること等を求める場合には、別添1の課税の求め等の記載事項・記載要領例に従い、必要事項を記載した書面を提出することとし、その際に添付する証拠の提出様式例は別添2とする。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する書面及びその際に添付する証拠のうち補助金額に係る事項については、6. に従うこととする。

二 政令第7条第1項に規定する証拠の提出様式例は別添4とする。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する証拠のうち補助金額に係る事項については、6. に従うこととする。

(7) 相談窓口（法第7条第5項、第13項、第18項、第23項）

相殺関税を課すること等の求めに関しての相談の担当部局は、以下の部局とする。

・財務省関税局関税課特殊関税調査室

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話番号：03-3581-4786

FAX番号：03-5251-2173

電子メールアドレス：anti.dumping@mof.go.jp

・経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話番号：03-3501-3462

FAX番号：03-3501-0992

電子メールアドレス：qqfcbk@meti.go.jp

5. 調査の開始等

(1) 調査開始決定までの期間（法第7条第6項、第14項、第19項、第24項、第28項）

法第7条第6項、第14項、第19項（同条第28項において準用する場合を含む。）又は第24項の調査（5（2）、（5）及び（6）、10.並びに11（1）一を除き以下単に「調査」という。）を開始するか否かの決定は、政令第4条第1項から第5項までの規定による書面が提出された後、2ヶ月程度を目途に行う。なお、当該書面が提出された場合には、必要に応じ、補正（証拠の追加を含む。）を求めることがある。この場合には、全ての補正が完了した日から2ヶ月程度を目途に調査を開始するか否かの決定を行う。

(2) 調査開始の検討（法第7条第6項、政令第4条第1項第5号）

一 法第7条第5項の規定により相殺関税を課することの求めがなされた場合において、同条第6項に規定する調査を開始するか否かの検討に際しては、当該求めにおいて提出された証拠等について、特に以下の項目につき確認を行う。

① 補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実

イ 補助金・相殺措置協定1. 1（a）に規定するいずれかの措置により行われたかが示されていること。

ロ 5（2）一①イに示された措置により、利益がもたらされていることが示されていること。

ハ 5（2）一①イに示された措置に、補助金・相殺措置協定2に規定する特定性があることが示されていること。

② 補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 補助金の交付を受けた貨物の輸入の絶対的な増加又は本邦における生産又は消費と比較して相対的な増加が示されていること。なお、補助金の交付を受けた貨物の供給国が複数存在する場合には、当該増加が当該供給国別に示されていること。

ロ 補助金の交付を受けた貨物の輸入により、本邦における補助金の交付を受けた貨物と同種の貨物の価格が押し下げられていること又は補助金の交付を受けた貨物の輸入がなかったとしたならば生じたであろう当該価格の上昇が妨げられていることが示されていること。

ハ 補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。）が示されていること。

ニ 補助金の交付を受けた貨物の輸入と本邦の産業に与える実質的な損害等との間に因果関係が確認できること。

二 5（2）一の検討の範囲は、原則として相殺関税を課することを求める書面に記載されている事項に限る。ただし、当該書面の提出後に5（1）の補正が行われた場合には、補正された書面に基づき調査を開始するか否かを判断する。

（3）関税・外国為替等審議会（政令第5条第1項、第13条第2項、第3項）

財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会の委員に通知するとともに、適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。

財務大臣は、政令第13条第2項又は第3項の規定により通知及び告示をする場合は、その内容を関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に報告する。

（4）調査担当者団（政令第14条）

財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、法第7条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議の上、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員からなる調査担当者団を設ける。

（5）調査の標準期間（法第7条第6項、政令第5条第1項第7号、第7条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第10条の2、第12条、第13条第1項、第2項）

一 法第7条第6項に規定する調査の開始に当たり、政令第5条第1項第7号に基づき告示する証拠の提出等の期限については、原則として、以下を目途に設定する。

① 政令第7条第1項前段の規定による証拠の提出及び証言の期限

調査開始から3ヶ月

② 政令第9条第1項の規定による意見の表明及び政令第10条第1項の規定による情報の提供の期限

調査開始から4ヶ月

二 法第7条第6項に規定する調査に関する手続については、原則として、以下を目途に行う。

① 現地調査

調査開始から6ヶ月後

② 仮の決定

調査開始から8ヶ月後

③ 重要事実の開示（政令第12条の規定による通知をいう。以下同じ。）

調査開始から10ヶ月後

④ 最終決定

調査開始から1年後

三 法第7条第6項に規定する調査の開始後において、当該調査に係る貨物の供給者等、政令第5条第1項の規定により告示した事項を変更することが適当であると認められる場合には、

原則として当該告示の改正により対応することとする。その際、利害関係者（政令第7条第1項に規定する利害関係者をいう。以下同じ。）及び産業上の使用者等（政令第10条第1項に規定する当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体をいう。以下同じ。）のうち変更された事項に関係する者に対し、調査開始の時点で利害関係者及び産業上の使用者等に対して与えられた証拠の提出等の権利（政令第5条第1項第7号により告示したそれぞれの期限までに提出できる権利をいう。）と同等の権利を与える。

四 財務大臣は、重要事実の開示の際、併せて最終決定までの目途を通知する。

（6）調査の対象となる期間（法第7条第6項、政令第5条第1項第5号）

法第7条第6項に規定する調査の開始に当たり、政令第5条第1項第5号に基づき告示する調査の対象となる期間は、原則として、以下のとおりとする。

- 一 補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実 1年間
- 二 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実 3年間
- 三 5（6）一の期間は、二に含まれるものとする。

（7）調査の取りやめ（政令第13条第3項）

政令第13条第3項に規定する調査を取りやめることの決定は、以下の場合に行われる。なお、5（7）一においては、6. の規定に留意して算出を行う。

- 一 法第7条第6項に規定する調査の過程において、当該調査に係る貨物の価格に占める補助金額の割合が1%未満であることが明らかとなった場合
- 二 法第7条第5項、第13項、第18項、第23項又は第28項において準用する第18項の規定による課税の求め等に基づき調査が開始された場合において、当該課税の求め等が取り下げられたことによって、調査の継続の必要性がないと認められる場合
- 三 調査の手続の進行を正当とするための証拠が十分でないと認められる場合、その他の調査を取りやめることが妥当であると認められる場合

6. 補助金額の算出

（1）算出における原則（法第7条第1項）

原則として、以下の事項に従って補助金額の算出を行う。

- 一 換算通貨は現地通貨を用いる。
- 二 調査の対象となる期間に販売されたものを対象とする。なお、販売の日とは、通常、実質的な販売条件が定められる日であるが、販売の日を定める際には、個々の事案ごとに判断することとする。

（2）算出方法の基本的考え方（補助金・相殺措置協定14）

代表的な補助金額の算出方法に関する基本的な考え方は以下のとおりとし、補助金の受領者の観点から算出を行うこととする。ただし、各補助金額の算出方法については、個別の調査において、その性質・条件等を十分に踏まえ、適切な決定を行うこととする。

一 贈与

① 補助金額

贈与による補助金額は、当該輸出国政府（注）から当該企業が受領した贈与額とする。

内国税の減免税等も贈与として取り扱うこととし、その場合の補助金額は、当該企業が減免された税等の額とする。

(注)「当該輸出国政府」には次のものを含む(以下同じ。)

イ 当該輸出国内の公的機関

ロ 通常当該輸出国政府に属する資金的貢献を遂行すること、又は、当該輸出国政府が通常とる措置と実質上異ならないものをとることを当該輸出国政府から委託又は指示された民間団体

② 補助金の受領時期

贈与の場合には、当該企業が贈与を受領した時点で補助金が受領されたものとする。

二 債務免除

① 補助金額

債務免除による補助金額は、当該輸出国政府が当該企業に対し免除した元本又は利息のいずれか一方又は双方の額とする。

② 補助金の受領時期

債務免除の場合には、元本又は利息のいずれか一方又は双方が免除された時点で補助金が受領されたものとする。

三 出資

① 補助金額

イ 当該輸出国政府による出資が、当該国内の民間投資者の出資に関する通常の慣行(危険資本の提供に関するものを含む。)と適合しない状況(同様の出資条件では通常の民間投資者は出資しないと考えられるなど。)で行われる場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の出資による補助金額は、当該輸出国政府及び民間投資者による同様の出資条件のもとでのそれぞれの出資額の差額とする。

ロ 当該輸出国政府による出資と比較できる民間投資者による適当な出資が存在しない場合、当該輸出国政府による出資額と企業が発行した株式の価値の評価額との差額等を検討の上で適当な補助金額を決定する。

② 補助金の受領時期

出資の場合には、当該企業が出資を受けた時点で補助金が受領されたものとする。

四 貸付け

① 補助金額

イ 当該輸出国政府による貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の貸付けによる補助金額は、当該輸出国政府による貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。

ロ 当該輸出国政府による貸付けと比較できる当該企業への商業的貸付けが存在しない場合、比較のために適切と考えられる当該国内で行われている商業的貸付け等を検討の上で適当な補助金額を決定する。

② 補助金の受領時期

貸付けの場合には、当該企業が当該輸出国政府による貸付けを受けなかったとしたならば、同等の商業的貸付けに関する支払いを行わなければならなかったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

五 債務保証

① 補助金額

当該輸出国政府による債務保証を受けている企業が当該保証を受けている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の債務保証による補助金額は、当該輸出国政府による保証を受けている貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。

② 補助金の受領時期

債務保証の場合には、当該企業が当該輸出国政府による債務保証がなかったとしたならば、同等の商業的貸付けに関する支払いを行わなければならなかったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

六 物品・役務の提供又は物品の購入

① 補助金額

イ 当該輸出国政府による当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われる場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の物品・役務の提供又は物品の購入による補助金額は、それぞれの額の差額とする。

ロ 対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる当該輸出国における関係する物品又は役務について市場の一般的状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）を考慮の上、適切に決定される。

② 補助金の受領時期

物品・役務の提供又は物品の購入の場合には、当該輸出国政府による当該提供又は購入に対して当該企業又は当該輸出国政府が支払いを行った、又は支払いがなかったときには、支払いを行うべきであったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

七 債務の出資転換

① 補助金額

イ 当該輸出国政府による債務の出資転換が、当該国内の民間投資者の出資又は出資転換に関する通常の慣行と適合しない状況（同様の条件では通常の民間投資者は出資又は出資転換しないと考えられるなど。）で行われる場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の債務の出資転換による補助金額は、当該輸出国政府により出資転換された債務の額と民間投資者による同様の条件のもとでの出資額又は出資転換額との差額とする。

ロ 当該輸出国政府による債務の出資転換と比較できる民間投資者による適当な出資又は出資転換が存在しない場合、当該輸出国政府によって出資転換された債務の額と当

該企業が発行した株式の価値の評価額との差額等を検討の上で妥当な補助金額を決定する。

② 補助金の受領時期

債務の出資転換の場合には、当該企業が債務の出資転換を受けた時点で補助金が受領されたものとする。

八 債務の弁済期延長

① 補助金額

イ 当該輸出国政府による債務の弁済期延長を受けている企業が、当該弁済期延長を受けている貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の債務の弁済期延長による補助金額は、当該輸出国政府による弁済期延長を受けている貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。

ロ 当該輸出国政府による弁済期延長を受けている貸付けと比較できる当該企業への商業的貸付けが存在しない場合、比較のために適切と考えられる当該国内で行われている商業的貸付け等を検討の上で妥当な補助金額を決定する。

② 補助金の受領時期

債務の弁済期延長の場合には、当該企業が当該輸出国政府による債務の弁済期延長を受けなかったとしたならば、同等の商業的貸付けに関する支払いを行わなければならないと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

(3) 算出にともなう調整（補助金・相殺措置協定 14）

補助金額の算出を行う際には、以下の調整を行う。

一 経費の控除

補助金の申請に要する経費、補助金を相殺するための輸出税等は、補助金額から控除される。

二 補助金額の配分

① 補助金の交付を受けた年を起算年として、複数年にわたり当該補助金による利益が継続していると考えられる場合には、妥当な期間に当該補助金額を配分することとする。この場合には、当該利益から生じる利息を加算する。

② 当該配分の必要性については、各補助金の性質・条件等を検討の上、個別に決定される。

(4) 相殺関税率の算出（法第 7 条第 1 項）

法第 7 条第 1 項に規定する相殺関税を従価税により課する場合には、調査に係る貨物の補助金額を、当該調査の対象となる期間中に輸入された当該貨物の C I F 価格（本邦までの運賃及び保険料を加えた取引価格）で割ることにより算出する。

7. 証拠の提出等の求め（政令第 5 条第 1 項第 7 号、第 7 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項）

(1) 財務大臣は、政令第 7 条第 2 項の規定による証拠の提出、政令第 9 条第 2 項の規定による意

見の表明又は政令第10条第2項の規定による情報の提供（以下「証拠の提出等」という。）の求めに際し、利害関係者又は産業上の使用者等に質問状を送付するときは、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。

（2）証拠の提出等を求める場合には、書面による提出とともに、併せて電磁的記録媒体による任意の提出を求める。

（3）証拠の提出については、調査の開始に当たり、政令第5条第1項第7号に基づき告示される証拠の提出の期限までに提出される必要があるが、それ以外に証拠の提出を認める場合には、以下の場合が考えられる。

- 一 質問状を送付する場合
- 二 仮の決定に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合
- 三 重要事実の開示に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合
- 四 現地調査において証拠の提出を求める場合
- 五 その他やむを得ない場合として証拠の提出を求める場合

8. 現地調査（補助金・相殺措置協定12.6、附属書VI）

（1）提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合には、補助金・相殺措置協定12.6の規定に従い、輸出国における供給者又は補助金の交付を行った輸出国における政府に対し、以下のとおり現地調査を行う。

一 調査前

① 調査日程の調整

イ 現地調査の対象者（以下「対象者」という。）に対し、現地調査の受入れの可否について確認する。

ロ 現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整する。

ハ 輸出国における政府の代表者に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認する。

② 対象者への事前通知

日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書を送付する。輸出国における供給者に対しては、詳細な調査項目をこれらの文書と併せて送付するものとし、準備期間等に配慮し、現地調査の日までに相当な期間をおいて発出する。

二 調査後

① 調査結果報告書を作成する。

② 重要事実の開示において、当該調査の結果に関係する企業に対し、調査結果報告書を送付する。

③ 8（1）二②の規定にかかわらず、重要事実の開示前であっても、当該調査の結果に関係する企業の求めがある場合には、調査結果報告書を開示する。

（2）7（3）四の規定により、現地調査において証拠の提出を求める場合の対応については、次のとおりとする。

一 証拠については書面での提出が必要であり、提示のみでは証拠の提出とみなさない。

- 二 証拠については書面での提出とともに電磁的記録媒体による任意の提出を求める。
 - 三 現地調査当日に証拠が提出できないものは回答がなかったものとみなすこととし、現地調査時に提出した証拠の差替えは、原則として認めない。
 - 四 現地調査前に明らかになった事実に関連しない新規の証拠の提出は、原則として認めない。
 - 五 現地調査の終了時まで、対象者に対し、現地調査中に提出した証拠の目録の提出を求める。現地調査中に提出を求めた証拠については、当該目録を用い、求めた証拠が正しく提出されていることにつき確認を行う。
 - 六 調査の正確性を向上させる観点から、原則として、質疑応答は録音する。
 - 七 現地調査は、原則として日本語で行うこととし、適宜通訳を使用する。
 - 八 証拠が提出されない場合その他対象者の協力が十分に得られない場合には、現地調査を終了することができる。
 - 九 ８（２）八により現地調査を終了した場合、９（２）の手続に従い、知ることができた事実（以下「ファクツ・アヴェイラブル」という。）を適用する。
- （３）８（１）及び（２）の規定は、本邦の生産者及び輸入者に対して行う場合にも準用する。

９．ファクツ・アヴェイラブル（政令第７条第４項、補助金・相殺措置協定１２．７）

- （１）ファクツ・アヴェイラブルの適用とは、政令第７条第４項に規定する手続をいうものとし、例えば、以下の場合に用いることができる。
- 一 ７．による証拠の提出の求めに対し、当初設定された回答の期限内に回答が行われない場合
 - 二 ７．による証拠の提出の求めに対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠の提出がされない場合
 - 三 提出された証拠の正確性が検証できない場合
 - 四 調査を妨害する等、正当な理由なく証拠の提出を著しく遅延させているものと認められる場合
- （２）ファクツ・アヴェイラブルの適用に当たっては、次の手続に従う。なお、結果的に、調査に非協力的な利害関係者に対して、不利な結論となることがあり得る。
- また、質問状を送付する際には、質問状の回答期限を徒過した場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該質問状に記載することとし、現地調査に係る説明文書を送付する際には、現地調査において提出を求めた証拠が当該調査の終了までに提出されなかった場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該説明文書に記載することとする。
- 一 質問状の回答期限を徒過した場合は、原則として回答が行われなかったものとみなす。
 - 二 現地調査において、現地調査前に提出された証拠の正確性を検証するための証拠の提出を求める場合、求めた証拠のうち現地調査が終了するまでに提出されないものは回答がなかったものとみなす。
 - 三 仮の決定においては、仮の決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。

- 四 重要事実の開示においては、重要事実を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。
- 五 最終決定においては、当該決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。
- 六 利害関係者から直接的に得られた証拠がない場合であっても、ファクツ・アヴェイラブルの適用により二次的な情報を証拠として利用する際には、当該二次的な情報を十分に精査することとする。

10. 仮の決定

(1) 仮の決定の通知等（政令第7条第2項、第9条第2項、第10条の2）

仮の決定の通知等を行う際の対応については、次のとおりとする。

- 一 仮の決定の通知及び告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第7条第2項の規定による証拠の提出を求める。
- 二 仮の決定の告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第9条第2項の規定による意見の表明を求める。なお、産業上の使用者等に係る意見の表明についても、利害関係者に係る意見の表明と同様、最終決定へどのように反映するかについては裁量であり、相殺関税を課することの独立した要件ではないが、本邦の産業の保護の必要性を判断する際の考慮要素の一つとする。
- 三 仮の決定時には、原則として、それまでに判明した当該決定の基礎となる事実につき中間報告書を作成し、ウェブサイト公開するものとする。

(2) 仮の決定後の対応（法第7条第9項、第10項）

仮の決定後の対応については、次のとおりとする。

- 一 仮の決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、法第7条第10項の規定による措置（以下「暫定措置」という。）をとること又は同条第9項前段に規定する約束を受諾することができる。
- 二 仮の決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実が推定に至らないが、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定される場合には、調査の継続を検討する。
- 三 仮の決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定に至らない場合には、調査の終了を検討する。

11. 約束（法第7条第9項前段、第15項前段、第21項、第25項、第28項）

(1) 約束の受諾の要件

約束（法第7条第9項前段（同条第15項前段、第21項及び第25項において準用し、並びに同条第21項の規定を同条第28項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。11（1）及び（3）から（5）までにおいて同じ。）は、以下に定める事項のいずれも

が規定されている申出がなされた場合に限り受諾される。

一 当該約束の有効期間は、当該約束の受諾の日から５年以内の当該約束で定める日を経過する日に満了する。ただし、政令第１１条第３項の規定により当該約束が消滅した日又は当該約束が撤回された日、当該約束の違反があった日、法第７条第２８項の規定において準用する同条第１９項の調査により同条第１７項各号に掲げる事情の変更があると認められた場合（同条第２８項の規定において準用する同条第２１項の規定により新たに約束が受諾される場合を除く。）におけるこれらの調査が完了する日、その他の当該約束が効力を失った日のいずれか早い日が、当該約束の受諾の日から５年以内の当該約束で定める日を経過する日より前である場合、本約束は、当該いずれか早い日に効力を失う旨の規定。

二 当該約束の履行に関連する情報の提供、関連資料の確認その他必要と認められる事項に関する規定。なお、本規定には、少なくとも以下に掲げる事項が含まれるものとする。

- ① 補助金の交付に関する情報が定期的に提出されること。
- ② 調査に係る貨物の生産に関する情報が定期的に提出されること。
- ③ 約束の履行を確認するために必要であると考えられるその他の情報が必要に応じて提出されること。
- ④ 補助金の交付を受けた貨物の第三者による本邦への輸出及び第三国を通じた本邦への迂回輸出を最大限に防止すること。
- ⑤ 提供された情報等の真実性を検討するため、現地検証の実施を無条件にかつ随時受け入れること。
- ⑥ 約束を撤回しようとする場合には、事前に申し出ること。
- ⑦ 補助金の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に貨物の価格を修正する旨の約束の申出がなされた場合にあっては、以下に例示する事項。
 - イ 本邦の産業の損害が除去される価格が提示されること。
 - ロ 調査に係る貨物の価格が変動する場合には、本邦の産業の損害が除去される形で約束価格も連動させること及び当該価格の検証可能な算出方法が併せて提示されること。
 - ハ 顧客に対する便益（割引等）が与えられた場合においても、約束価格が維持されること。

二 調査に係る貨物の日本向け輸出についての輸出取引に関する情報が定期的に提出されること。

- ⑧ 供給国の当局から補助金の本邦の産業に及ぼす影響を除去するための適当と認められる措置をとる旨の約束の申出がなされた場合にあっては、当該措置の具体的内容。

三 当該約束の申出をした供給国の当局又は輸出者が当該約束の履行に関連する情報の提供又は関連資料の確認その他約束の履行に際して必要と認められる事項を拒否した場合には、当該約束の違反があったものとみなされる旨の規定。

四 日本国政府が約束の違反がなされたか否かの判断を独自に行うことを認める旨の規定。

（２）約束に際しては、次の手続に従う。

一 約束（法第７条第９項前段（同条第１５項前段、第２１項及び第２５項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。）の申出は、重要事実の開示の日の１０日後までに

うものとする。

二 約束に際しては、政令第4条第1項に規定する申請者に対し、意見を表明する機会を与えるものとする。

(3) 11 (1) に定める事項のいずれもが規定されている約束の申出がなされた場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、当該申出を拒否することができる。

- 一 約束履行が疑わしいと判断される客観的事実が存在する場合
- 二 約束の遵守状況の監視が困難になると判断される客観的事実が存在する場合
- 三 その他約束の受諾が不適切と考えられる場合

(4) 約束を受諾した場合においても、原則として調査を継続することとする。

(5) 約束に違反した事実があったと判断した場合の対応については、次のとおりとする。

- 一 調査が完了していない場合には、その時点における最大限の入手可能な情報により直ちに暫定措置をとるとともに、速やかに調査を完了させ、法第7条第1項の規定により相殺関税を課することができる。
- 二 調査が完了している場合には、直ちに法第7条第1項の規定により相殺関税を課することができる。

12. 重要事実の開示（政令第12条）

重要事実の開示において、必要があると認める場合には、当該重要事実の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第7条第2項の規定による証拠の提出を求める。